

阿賀野市条例第11号

阿賀野市水道給水条例の一部を改正する条例

阿賀野市水道給水条例（平成16年阿賀野市条例第190号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第41条第2項及び第46条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。